

設計	検算	係長	課長補佐	課長	副部長	部長

令和 8 年度 第 号

横浜 3 号公園防火水槽設計委託業務 (見積参考資料)

・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な業務費の見積りのための資料であり、請負契約を拘束するものではない。  
 ・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。  
 ・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて建設工事請負契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

業務場所	高知市 横浜新町五丁目	道路維持課
業務日数	120 日	
	着手 令和 年 月 日	
	完了 令和 年 月 日	

設計金額 円		業務委託理由 本業務は、横浜 3 号公園に設置する耐震性防火水槽について実施設計を行うものである。
内訳	業務価格 円 消費税及び地方消費税相当額 円	
業務請負対象金額 円		業務の大要 測量業務 現況測量 N=1 式 設計業務 耐震性防火水槽実施設計 N=1 式
消費税及び地方消費税相当額抜きの業務請負対象金額 円		
摘要		

## 委託費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
測量設計費					
測量業務					
直接人件費					
現況測量					明細表 第1号
	式	1			
電子成果品作成費					
	式	1			
直接業務費					
旅費交通費率分					
	式	1			
諸経費					
	式	1			
測量業務価格					

## 委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計業務					
直接人件費					
設計協議	式	1			明細表 第2号
現地調査及び設計条件の確認	式	1			明細表 第3号
耐震性防火水槽実施設計	式	1			明細表 第4号
施工計画	式	1			明細表 第5号
直接経費					
旅費交通費率分	式	1			
電子成果品作成費	式	1			
直接原価					







明細表 第 2号  
設計協議

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
打合せ 中間打合せ:1 回	業務	1			単価表 第 2 号
1 式 当り					



明細表 第 4号  
耐震性防火水槽実施設計

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計計画	式	1			単価表 第 5 号
設計図	式	1			単価表 第 6 号
数量計算	式	1			単価表 第 7 号
照査	式	1			単価表 第 8 号
報告書作成	式	1			単価表 第 9 号
1 式 当り					

明細表 第 5号  
 施工計画

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
施工計画	式	1			単価表 第 10 号
仮設工	式	1			単価表 第 11 号
1 式 当り					

単価表 第 1号

現況測量

単価表

( 1 )

金額：

内容：

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師	人	2			人件費
測量技師	人	2.5			人件費
測量技師補	人	1			人件費
機械経費	式	1			
通信運搬費	式	1			
材料費	式	1			
精度管理費	式	1			
	(	1	式 当り		)

単価表 第 2号

打合せ

単価表

( 1 )

金額：

内容：中間打合せ:1 回

1 業務 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	1.5			人件費
技師(A)	人	1.5			人件費
技師(B)	人	1.5			人件費
	(	1	業務 当り		)
*** 施工条件 ***					
中間打合せ回数 : 中間打合せ:1 回					

単価表 第 3号

現況確認調査

単価表

( 1 )

金額：

内容：

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人	0.5			人件費
技師(B)	人	0.5			人件費
	(	1	式 当り		)



単価表 第 5号

設計計画

単価表

( 1 )

金額：

内容：

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人	0.5			人件費
	(	1	式 当り		)

単価表 第 6号

設計図

単価表

( 1 )

金額：

内容：

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(B)	人	0.5			人件費
技師(C)	人	1.5			人件費
技術員	人	1.5			人件費
	(	1	式 当り		)



単価表 第 8号

照査

単価表

( 1 )

金額：

内容：

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人	0.5			人件費
	(	1	式 当り		)







## 諸経費計算情報

単価適用年月日	令和 8年 5月 1日
単価適用地区	高知土木事務所 1地区(南部地区)
■測量業務	
業務委託料の積算	建設コンサルタントに委託する場合
電子成果品作成費	計上する
安全費地域	計上しない
安全費率	0.00
旅費交通費の率計上有無	計上する
業務区分	測量業務
まるめ区分	千円まるめ(業務価格100万円未満)
■設計業務	
業務委託料の積算	建設コンサルタントに委託する場合
電子成果品作成費	計上する
設計書の種類	概略、予備、詳細設計





## 特 記 仕 様 書

### 第1条 共通仕様書の適用について

- 1 本業務は、「高知県測量業務共通仕様書及び同地質・土質調査共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

### 第2条 業務内容

- 1 本業務は、横浜3号公園に設置する耐震性防火水槽について、実施設計を行うものである。
  - (1) 設計協議 N=1式
  - (2) 現地調査及び設計条件の確認 N=1式
  - (3) 耐震性防火水槽実施設計 N=1式
  - (4) 施工計画 N=1式

### 第3条 打合せ等

- 1 打合せ（対面）は、業務着手時、中間打合せ1回及び成果品納入時の合計3回とし、管理技術者と照査技術者が行うものとする。
- 2 本業務の打合せは、原則として別途発注の横浜3号公園地質調査委託業務との打合せを兼ねるものとする。

### 第4条 資格要件

- 1 管理技術者
 

次のいずれかに該当するもの。

  - ①技術士法(昭和58年法律第25号)による技術士とし、次のいずれかの要件を満たすものとする。
    - (ア)建設部門で選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とする。
    - (イ)総合技術監理部門で選択科目を「建設-鋼構造及びコンクリート」とする。
  - ②一般社団法人建設コンサルタント協会が実施するシビルコンサルティングマネージャー(RCCM)資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM登録簿」に登録されている者とし、専門部門を「鋼構造及びコンクリート」とする。
  - ③建設コンサルタント登録規程第3条第1号のロの規定により大臣が認定した者とし、専門部門を「鋼構造及びコンクリート」とする

なお、受託者は技術者の資格要件について、資格者証の写しを監督職員に提出しなければならない。

また、管理技術者は本業務が完了するまで原則として変更できない。病床、死亡退職等やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術力を有する者を配置し、発注者の了解を得なければならない。

### 2 照査技術者

- ①照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格及び技術力を有するものでなければならない。
- また、照査技術者は管理技術者と同一の者が兼務することはできない。
- ②本業務における照査項目は、業務計画書作成時に作成し、監督職員に提出するものとする。

### 第5条 運用指針

本業務の実施にあたっては、本業務特記仕様書によるほか、以下の基準等に基づくものとする。

- ①消防防災施設整備費補助金交付要綱
- ②耐震性貯水槽の設計手引き及び管理マニュアル

### 第6条 現況調査及び設計条件の確認

計画準備として、簡易な現地調査を行う。

### 第7条 耐震性防火水槽実施設計

設計条件に基づき地形・地質・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を設計し、工事発注に必要な設計図・数量計算書を作成するものとする。

### 第8条 施工計画

構造物の規模、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画、仮設備計画、工事の影響部分の復旧方法などの資料を作成する。

## 特 記 仕 様 書

### 第9条 設計協議

設計協議は詳細設計の主要な段階で行うものとし、以下の回数を予定している。ただし、必要な場合は監督職員と協議した上でその都度実施するものとする。また、業務着手時及び成果納入時には、原則として管理技術者が立ち会うものとする。

- ①業務着手時
- ②中間時(1回)
- ③成果品納入時

### 第10条 現況測量

防火水槽設置を検討するうえで必要となる現況測量を行う。現況測量については、周辺の地形や近接構造物、支障物等を把握するための平面測量及び横断測量を任意座標にて実施するものとする。

### 第11条 成果品の提出

成果品は、以下のとおりとする。

- ・成果品 報告書 A4版 2部  
縮小図面 A3版 2部
- ・データ デジタル CD 2部

### 第12条 業務履行中の情報共有システムの活用について

- 1 本業務は、監督職員及び受注者の間で受け渡される書類を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム活用の受注者希望型業務である。契約後、受発注者間の協議により活用を決定する業務委託である。  
なお、詳細については、「情報共有システム運用ガイドライン(案)(高知市)」によること。
- 2 システムを活用する際は、受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
  - (1) 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
  - (2) サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
  - (3) (2) の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員もしくは受注者が判断した場合、又は復旧もしくは処理対応が不適切な場合

(3) (2) の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員もしくは受注者が判断した場合、又は復旧もしくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議のうえ情報共有システムの利用を停止することができる旨

- 3 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

### 第13条 電子納品について

- 1 本業務は、業務成果品を電子媒体で納品することにより、業務の効率化、省資源等を図る電子納品活用の受注者希望型業務である。  
なお、詳細については「電子納品運用に関するガイドライン 委託業務編(高知市)」によること。

### 第14条 熱中症対策

現場の施設や設備に対する熱中症対策（作業員個人に対する費用を除く）を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に協議を行う。なお、協議により認められた対策については、実施した内容を確認した上で設計変更の対象とする。

### 第15条 その他

横浜3号公園地質調査委託業務の受注者と打合せを密に行うこと。

# 位置図

